



《会計・税務の知識》 事業再編促進税制

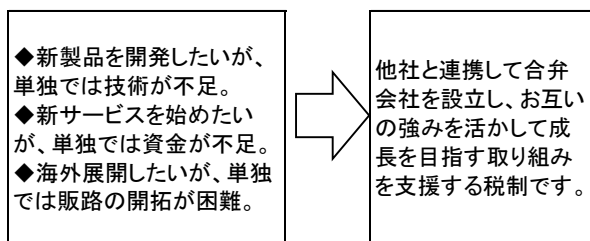
はじめに

平成26年税制改正において、我が国の産業を中長期にわたる低迷の状態から脱却させ、持続的発展の軌道にのせるため、産業競争力の強化に関する施策として、事業再編促進税制が創設されました。具体的には、「特定事業再編計画（※）」として認定を受けた取組に対して、税制優遇等の措置が講じられます。

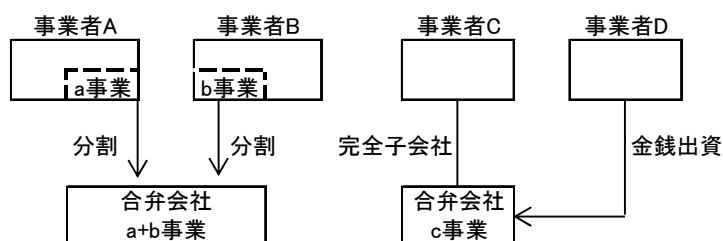
（※）複数の企業から持ち寄られた経営資源を基に、持ち寄り企業からの経営支援を受けながら国内外の新たな市場を開拓することにより、生産性の著しい向上を図る計画

1. 具体例

例えば、こんなときに



【合併会社の設立例】



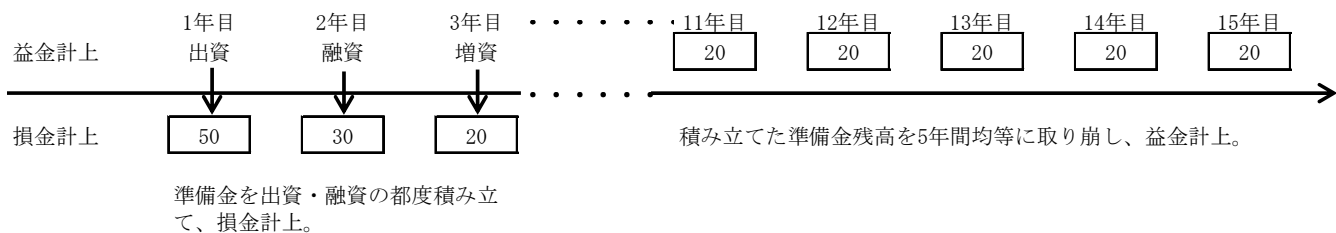
出典：経済産業省パンフレット

2. 税務上のメリット

特定事業再編計画のそれぞれの認定事業者は、合併会社に対する出資・融資額を損失準備金として損金計上することができます。将来、準備金を取り崩した時に、益金計上します。また、この税制を使うことのできる事業再編について、認定事業者は、登録免許税を軽減する措置を適用することができます。

3. 税制のポイント

- ◇積立金額は、限度額（出資・融資額の70%）内なら事業者が自由に決定。
- ◇出資だけでなく、融資（貸付債権）も対象。
- ◇出資・融資を損金計上できるのは最大10年間。
- ◇分離する事業部門が赤字・黒字を問わない。
- ◇統合前から保有している子会社株式や貸付債権も対象。
- ◇準備金の取り崩しは原則5年間均等。



減税効果

⇒法人税の繰り延べ効果が発生するため、その資金を他分野への投資などに回せます。

税制措置の対象法人	青色申告書を提出する法人で、平成26年1月20日から平成29年3月31日までの間に産業競争力強化法に規定する「特定事業再編計画」について認定を受けたもの
適用事業年度	平成26年4月1日以後に終了する事業年度

出典：経済産業省ホームページ

4. おわりに

経済産業省のアンケートでは、約半数の企業が自社では十分に活用できないものの、他社の経営資源と組み合わせることで大きな成長が期待できる事業が存在すると回答しています。事業再編促進税制のような税制優遇措置で成長に向けた流れが後押しされることを期待したいと思います。（担当：加藤）